

川崎地区少年補導員連絡協議会補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、川崎地区少年補導員（以下「少年補導員」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、地域における少年保護育成活動の充実を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、補助金とは、少年補導員が運営する次の事業に対して、市が交付するものをいう。

- (1) 非行少年等の早期発見及び補導活動
- (2) 少年に有害な環境の浄化活動
- (3) その他、この団体の目的達成のために必要な事業

(交付の申請)

第3条 少年補導員は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 交付を受けようとする補助金額等の額
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助決定及び決定通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を少年補導員に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、補助金を毎年1回交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助金交付の決定内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行なった指示又は命令に違反したとき
 - (4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき
- (事業の報告及び書類等の整備)

第7条 少年補導員は、事業終了後30日以内に次の各号に掲げる事項を記載した事業完了報告書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者氏名
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 前項の事業完了報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 少年補導員は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、

証拠書類を整備保管しておかなければならない。

4 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、少年補導員に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。